株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」(令和4年10月28日付け4消安第4000号、4畜産第1653号、4経営第1824号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、経営局金融調整課長通知)を発出したので御了知願います。

沖縄振興開発金融公庫総務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」(令和4年10月28日付け4消安第4000号、4畜産第1653号、4経営第1824号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、経営局金融調整課長通知)を発出したので御了知願います。

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」(令和4年10月28日付け4消安第4000号、4畜産第1653号、4経営第1824号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、経営局金融調整課長通知)を発出したので御了知願います。



都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、 経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金 の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので、御了知いただくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き適切な指導等を行っていただくようお願いいたします。

4 消安第 4000 号 4 畜産第 1653 号 4 経営第 1824 号 令和4年10月28日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費·安全局動物衛生課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る 経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い、発生農場及び制限区域内の農場を中心に生産者等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他関係のある生産者に対して周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る生産者からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、同様の経営支援対策を活用することが可能であることから、当該通知により経営支援対策の周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添)

- 1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策について
- 2. 家畜伝染病予防費の概要
- 3. 家畜疾病経営維持資金の概要
- 4. 畜産経営維持安定特別対策事業による農業信用基金協会に対する支援
- 5. 農林漁業セーフティネット資金の概要
- 6. 家畜防疫互助事業のパンフレット

【高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する支援】

1 短期的支援 ※発生の影響を受け、早期に対応が必要になり得る支援。

①経営支援対策

	文援对策		
区分		農業者への支援	
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
。完玄仁	〇殺処分家畜等に対する手当金		
a. 家畜伝	(患畜:家畜の評価額の1/3)		
染病予防 費手当金	(疑似患畜:家畜の評価額の4/5)		
貝丁 亚	○殺処分家畜等に対する特別手当金		
(法定)	(患畜:家畜の評価額の2/3)		
	(疑似患畜:家畜の評価額の1/5)		
	〇 <u>死体、汚染物品の焼埋却に要した</u>		
	費用に対する交付金 (1/2)		
	(場合によっては都道府県が焼埋却を実施)		
	 ・国費分以外の県が負担した費用については、		
	県に対してその4/5を特別交付税として措置		
b. 家畜伝		〇 <u>農家に対する助成措置</u>	
染病予防			
費負担金			
		(・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等	
(法定)		の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成	
		(・国費分以外の県が負担した費用については、)	
		県に対してその4/5を特別交付税として措置	

豆八		農業者へ	 の支援	
区分	発生農家	移動制限・搬出	出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
c. 融資	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金	〇 <u>家畜疾病経営維持資金</u>	のうち経営継続資金	〇家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金
	貸付対象: 家畜等の処分により経営の停止			貸付対象: ①移動制限又は搬出制限が行わ
利率	又はこれに準ずる深刻な影響を		た家畜を飼養する	れた区域内の農家又はと畜場等
R4. 10. 20現在	受けた者	者		の畜産関連施設との、家畜等の
※融資実行までの期間				取引が停止された者
は案件に				②輸出先国への家畜又は畜産物
よって異な				の輸出が停止された区域内の畜
る。				産経営者
				○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金
				○ <u>然田沃内柱呂祉付員並のプラ柱呂祉付員並</u> 貸付対象: 家畜等の価格低下、出荷減少等
				による経済的影響を受けた者
		I		
	│ · 資金使途:飼料 │ · ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	斗費、ヒナ購入費、雇用労賃、	その他経営の再開・継続	に必要な経費)
		人 (大田本語 FOTE /10/)	(常年限序95 - 50 - 50 - 50 - 50 - 50 - 50 - 50 -
	・貸付限度額:個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限 : 7年以内(据置3年以内)	・貸付限度額:52千円/100 ・償還期限 :7年以内 (l l	・貸付限度額:52千円/100羽 ・償還期限 :7年以内(据置3年以内)
	・貸付利率 : 0. 975%	・貸付利率 : 0. 975		- 貸付利率 : 0. 9 7 5 %
	J.)	
		はが以下の予算措置を行った∜ 本資金の上乗せ利子補給を行		はとして 信直
		本資金の債務保証にあたり農		保証料を軽減する
	'	1		
	 ○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金	· 副公康農林水産事業 油絲	関連にあってけ油縄振興	 関発全融小庫
			电示にのう ては行帳派兵	(用无亚阵 A)
	・資金使途 :経営の維持安定に必要な長期の資金・貸付限度額:経営費の6か月分(※)又は600	 		
	・ 償還期限 : 15年以内(据置3年以内)			
	↓・貸付利率 : 0. 30~0. 55%			
	※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額	- [又は粗収益の6/12(6か月	月分)に相当する額のい	ずれか低い額

② 防疫対策

区分	都道府県等への支援
家畜伝染 病予防費 負担金	〇家畜の伝染性疾病のまん延防止(都道府県への支援) 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う消毒ポイントの設置等に要する経費を支援(1/2(薬品は10/10))。
(法定)	(・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置

「お田ムユル】

_【お問合-	ヒ元】
①経営支援 対策	a. <u>家畜伝染病予防費手当金</u> b. <u>家畜伝染病予防費負担金</u> お問合せ先:消費・安全局動物衛生課代表:03-3502-8111 (内線4582) ダイヤルイン:03-3502-8292 c. <u>融資</u> ・ <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先:畜産局企画課代表:03-3502-5981 (内線4896) ダイヤルイン:03-3502-8292 ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> □(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール0120-154-505) □沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1840) □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど
②防疫対策	お問合せ先:消費・安全局動物衛生課 代表:03-3502-8111 (内線4582) ダイヤルイン:03-3502-8292

2 中長期的支援 ※経営再開・継続のために求められる支援及び地域の発生予防に向けた取組への支援 ①経営支援対策

						者への支援	
区分		発生	農家		移動制限	• 搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)
a. 家畜防	〇加入農家が	新たに鶏、う	; ずら、あひる	。 。 きじ、		/	
疫互助基	ほろほろ鳥	、七面鳥及び	がだちょうを導	入し、			/
金支援事	経営を再開	する場合には	は、経営支援互	[助金を交付。			/
業							/
(予算)	上限単価			A ME TO			/ /
		122 CD 256 (-12 256)	家族型	企業型			/ /
		採卵鶏(成鶏)	810円/羽	970円/羽			/ /
	鶏	// (育成)	380円/羽	450円/羽			/ /
	為	肉用鶏種鶏(成鶏)	30円/羽1,100円/羽	35円/羽1,340円/羽			/
		//(育成)	510円/羽	620円/羽			/
	うっ	<u> </u>	200円				/
		<u> </u>	320P				/
	き	じ	320円	9/羽			/
	ほろほ	まろ鳥	320₽	F/羽			/
	七面	面鳥	320₽	7/羽			/
	だち	ょう	31, 900)円/羽		/	/
					/		/
)従業員(事業				/
)を除く。) の				
			き主たる事業と 	する事業主			/
		又は会社が加		+>1 > ±× ±8			
			条件に該当し				
			^{€型の加入条件} ○ても、家族型				
		は可能。)	, ても、 外胚室				
			あひる、きじ	ここほろほろ			/
			を自身の負担	-			/
			きょう サストラスト ままま はまま はっぱい はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょう しょうしょう しょう		/		/

豆 八	農業者への支援						
区分	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外				
b. 融資 利率	○ <u>家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金</u> 貸付対象: 家畜等の処分により経営の停止 又はこれに準ずる深刻な影響を	○ <u>家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金</u> 貸付対象: 家畜等の移動制限又は搬出制限 の対象となった家畜を飼養する	○ <u>家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金</u> 貸付対象: ①移動制限又は搬出制限が行わ れた区域内の農家又はと畜場等				
R4.10.20現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異な る。	受けた者	者	の畜産関連施設との、家畜等の 取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物 の輸出が停止された区域内の畜 産経営者				
			○ <u>家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金</u> 貸付対象: 家畜等の価格低下、出荷減少等 による経済的影響を受けた者				
	(• 資金使途:飼料	費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続 ・	に必要な経費)				
	 貸付限度額:個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限 : 7年以内(据置3年以内) ・貸付利率 : 0.975% 	- 貸付限度額:52千円/100羽 - 償還期限 :7年以内(据置3年以内) - 貸付利率 :0.975%	・貸付限度額:52千円/100羽 ・償還期限 :7年以内(据置3年以内) ・貸付利率 :0.975%				
	①	ぶ以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付 本資金の上乗せ利子補給を行う 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う 1					
	○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金	融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振り	興開発金融公庫)				
	 資金使途 :経営の維持安定に必要な長期の資金・貸付限度額:経営費の6か月分(※)又は600 ・償還期限 : 15年以内(据置3年以内) ・貸付利率 : 0.30~0.55% 						
	※年間経営費の6/12 (6か月分) に相当する額	又は粗収益の6/12(6か月分)に相当する額のし	いずれか低い額				

② 防疫対策

区分	都道府県等への支援
消費・安 全対策交 付金 (予算)	〇家畜の伝染性疾病の発生予防(都道府県、市町村、農協、生産者団体等への支援) 地域が一体となった農場における防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援(1/2) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)

【お問合	せ先】
①経営支援 対策	a. <u>家畜防疫互助基金支援事業</u> □ (一社) 日本養鶏協会 (03-3297-5515) b. <u>融資</u> · <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先: 畜産局企画課代表: 03-3502-8111 (内線4896) ダイヤルイン: 03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など · <u>農林漁業セーフティネット資金</u> □ (株) 日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール0120-154-505) □沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1840) □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど
②防疫対策	お問合せ先:消費・安全局動物衛生課 代表:03-3502-8111 (内線4582) ダイヤルイン:03-3502-8292

家畜伝染病予防費

【令和4年度予算概算決定額 3,733(6,733)百万円】 (令和3年度補正予算額 5,194百万円)

く対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

く事業の内容>

く事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼 却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等について は、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付し ます。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>

負扣 (負担率: 10/10、1/2(法律補助))

玉

玉

都道府県

交付

交付率:10/10、1/2 評価額: ①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10

②上記以外の疾病 4/5、1/3

家畜等の所有者

家畜伝染病予防費負担金 (対象:都道府県)

ための検査、 モニタリング検査、 農場の立入検査、 移動・搬出制限、 豚熱ワクチン接種、 患畜・疑似患畜の 飼養衛牛管理指導 等に要する経費

発生予防の取組

焼埋却、 消毒ポイントの設置 等に要する経費

発生状況確認の

家畜等の

患畜・疑似患畜の焼埋 却にする経費、患畜・ 疑似患畜の手当金、 予防殺した指定家畜の 生産に要した費用

患畜処理手当等交付金

者)

(対象:家畜等の所有

まん延防止の取組

「お問い合わせ先〕消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

2② 家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内容	負 担 率 等	交付先
1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対 する手当金等の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の 殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜(死亡畜又は死流産胎児)に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金(腐蛆病等) (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金	評価額の1/3 (上限額あり) 評価額の4/5 (上限額あり) 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5	個 人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に 対する焼埋却費の交付	(1)殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用(2)汚染物品の焼却又は埋却に要した費用	1/2 1/2	個 人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執 行するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) (6) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 家畜以外の動物に使用する農水大臣が指定する動生剤の購入費又は製造費 (7) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (8) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (9) 家畜以外の動物の検査、注射、投薬等に要した費用 (10) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (11) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (12) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担	10/10 (寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 10/10 (寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2 1/2 (指定家畜は10/10) 1/2	都道府県
4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償 金の交付	(1)殺処分した指定家畜に対する補償金(2)指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用(3)指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用	評価額の10/10 10/10 10/10	個 人 (所有者)

3① 家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症(BSE、スクレイピー等)等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

- (1) 貸付対象者
 - ① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次 に該当する者。

- ア) 家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者
- イ)移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家 畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか 1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの
- ウ)輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象 家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回る と認められるもの
- ③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件(利率は令和4年10月20日現在)

英17 木件 (11 1 6 7 件 1 1 2 7 1 1 0 片 2 1 2)				
	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金	
貸付限度額	個人: 2,000 万円 法人: 8,000 万円		= 13 万円、繁殖用雌牛 6.5 繁殖豚 2.6 万円、家きん	
償還期限		7年以内		
うち据置期間		3年以内		
貸付利率	0.975%以内			

- 3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等
- 4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会
- **5** 融資枠 50億(令和4年~令和8年度)

担当課: 畜産局企画課

代表 03-3502-8111 内線 4896

担当者:伊藤、德永

4① 畜産経営維持安定特別対策事業

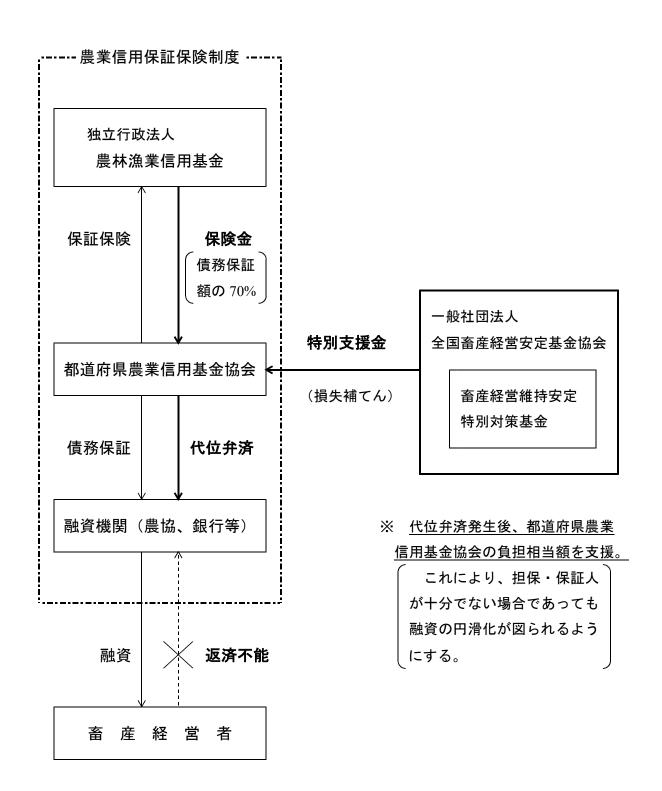
1 趣旨

家畜疾病、飼料費高騰等広範囲に影響を与える事態の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証を支援し、もって我が国畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

- (1) 対象資金 ①大家畜経営維持資金
 - ②BSE対応畜産経営安定資金
 - ③大家畜経営改善償還推進資金
 - ④家畜疾病経営維持資金
 - ⑤家畜飼料特別支援資金
- (2) 融資機関 農協、銀行、信用金庫等
- (3) 保証機関 都道府県農業信用基金協会
- (4) 支援内容 代位弁済発生後、都道府県農業信用基金協会 を支援する。
- 3 事業実施主体 (一社)全国畜産経営安定基金協会

畜産経営維持安定特別対策事業による農業信用基金協会に対する支援



農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者 (農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村 長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

- (1) 資金の使途
 - ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業 経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等) により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
 - (※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など
- (2)借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合:年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合:600万円
- (3) 借入金利: O. 30%~O. 55% (令和4年10月20日現在)
- (4) 償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関 (公庫・農協・銀行等) に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市 町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- □㈱日本政策金融公庫の各支店 (本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- □沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど



万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業にご参加を!







養鶏・その他家きん農家の皆様へ

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が補助を行う事業です。

早めに加入して経営に安心を!!

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内 TEL(03)3297-5515 FAX(03)3297-5519

事業のポイント

- ■国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう(以下、鶏及びその他家きん)を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- ■加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、 飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- ■この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下、高病原性鳥インフルエンザ等)です。
- ■事業実施期間は令和3年度~5年度までの3年間です。
- ■生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、鶏及びその他家きん生産者基金から交付されます。

生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、基金規模を拡充するため、単価を見直しました。 鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
鶏(家族型)	肉用鶏	1羽当たり	0.3円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	11円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	5円
	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	10円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	5円
鶏(企業型)	肉用鶏	1羽当たり	0.4円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	14円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	6.5円
う	- ず ら	5羽当たり	7.5円
あ	ひる	1羽当たり	2円
き	1羽当たり	2円	
ほろ	1羽当たり	2円	
t	1羽当たり	2円	
だ	ちょう	1羽当たり	190円

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

鶏の企業型について

- ■企業型については、伝染病発生後も雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- ■企業型については、常時雇用する従業員(生計を一にする者を除く)の数が1人以 上の事業主又は会社が加入できます。
- ■企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- ■企業型の互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。(交付時の雇用 実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族 型の互助金が交付されます。)
- ■事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分(家族型、企業型)を変更することができます。

生産者積立金の納付

- ■加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- ■高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合((独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。)に基づく額の納付(追加納付)が必要となる場合があります。

契約羽数

- ■互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間(令和3年度から5年度)における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。 (複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。)
- ■契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。ただし、契約羽数を減らしても その分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。

契約の効力

■契約の効力は、交付契約締結日から生じ、令和6年3月31日まで継続されます。 (詳細は、「家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書をご覧下さい。)

互助金の交付

- ■経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を 上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき、交付 されます。
- ■焼却・埋却等互助金は、80円(だちょうの場合3,520円)を互助金交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。なお、経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- ■互助金交付認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

互助金の種類とその単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、 家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等 を支援

焼却•埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、 生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付単価は次のとおりです(1羽当たり:上限)

ユの玉の住族と入り中間は外のとのフェア(・ハコル)・エスク				
家	家畜の種類		焼却・ 埋却等互助金	
	採卵鶏(成鶏)	810円		
	採卵鶏(育成鶏)	380円		
鶏(家族型)	肉用鶏	30円		
	種 鶏(成鶏)	1, 100円		
	種 鶏(育成鶏)	510円		
	採卵鶏(成鶏)	970円		
	採卵鶏(育成鶏)	450円		
鶏(企業型)	肉用鶏	35円	80円	
	種 鶏(成鶏)	1,340円		
	種 鶏(育成鶏)	620円		
う	ずら	200円		
あ	ひる	320円		
きじ		320円		
ほ	ろほろ鳥	320円		
t	面鳥	320円		
1	ごちょう	31,900円	3,520円	

(成鶏:120日齢超 育成鶏:120日齢以下)

加入手続き

- ■加入を希望する生産者(以下、加入申込者)は、「家畜防疫互助基金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を(一社)日本養鶏協会又は事務代行先、道府県養鶏協会等(以下、養鶏協会等)に提出します。
- ■申込みを受けた(一社)日本養鶏協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- ■加入申込者は、(一社)日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。

1戸当たりの積立金は?

鶏の家族型	区分	積立単価	×	羽数	=	積立金合計
飼養羽数:2万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	8.0円	×	20,000羽	=	160,000円
	肉用鶏	0.3円	×	20,000羽	=	6,000円
鶏の企業型	区分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:40万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	10.0円	×	400,000羽	=	4,000,000円
	肉用鶏	0.4円	×	400,000羽	=	160,000円
うずら	積立金単価(5羽当たり)	×		羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:10万羽の場合	7.5円	×	(100,0	000羽÷5羽)	=	150,000円
あひる	積立金単価(1羽当たり)	×		羽 数	=	積立金合計
飼養羽数:1万羽の場合	2.0円	×	1	区区000,0	=	20,000円

※積立金合計に別途業務運営事務手数料(4%)の納付が必要となります。

生産者積立金の納税時の取扱い

- ■(一社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- ■事業実施期間終了時において基金に残額が生じた場合には返戻しますので、仮 払金と返戻金との差額は「経費」として処理してください。

残高証明書について

■生産者積立金は、家畜防疫互助基金としてプール管理になっているため、積立者 個々の残高証明書を発行することはできません。

その他 契約後の変更について

契約内容の変更	協会への提出書類	注意事項		
契約区分変更 ·家族型⇒企業型 ·企業型⇒家族型	①様式6②様式3③様式3に添付すべき書類 ①様式6	※企業型(生計を一にする者を除く) ※差額課金又は返金有		
契約対象羽数変更 ・ ^{増羽、羽数移動のみ}	①様式7②別紙 農場別内訳	※増羽分徴収有		
契約事項変更 ・住所 ・法人名称・氏名(代表者) ・農場名・農場住所 ・業務委託先 ・取引先金融機関 ・支店等名 ・口座種別 ・口座名義	①様式8 ②印鑑登録証明書等(変更後) ③履歴事項全部証明書(法人) ④住民票(住所変更の場合のみ) ★人格変更(親⇔子、法人⇔個人)の場合 ①様式8 ②印鑑登録証明書等(変更後) ③履歴事項全部証明書(法人) ④様式10	※変更する項目のみ記入 ※契約者が他界した場合の契約事 項変更はお問合せ下さい。		
契約承継	①様式9/別紙 ②様式10 ③印鑑登録証明書等(変更後) ④履歴事項全部証明書(法人)他	※譲受者は既加入者、 又は新規にて契約番号を取得 (新規契約)		

注1)書類の修正については、二重線を引いてその上に押印。 ※修正液または修正テープの使用不可。

注2)添付する「印鑑登録証明書」「履歴事項全部証明書」「住民票」他、原本の提出をお願い致します。

注3)その他ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせお願います。

<協会への提出書類の様式>

様式3:従業員の雇用に関する申告書

様式 5 : 家畜防疫互助金交付契約に係る事務代行先届

様式 6:契約区分変更申請書

様式 7:契約対象羽数変更申請書

様式8:契約事項変更申請書

様式 9 :契約承継申請書

様式10:経営譲渡合意書

※協会への提出書類の様式等についてはホームページより印刷して下さい。

一般社団法人 日本養鶏協会 https://www.jpa.or.jp

(Memo)

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業·食品産業部 新事業·食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な 資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、 よろしくお願いいたします。

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な 資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、 よろしくお願いいたします。

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な 資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、 よろしくお願いいたします。

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な 資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、 よろしくお願いいたします。

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業·食品産業部 新事業·食品産業政策課長 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を 受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な 資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、 よろしくお願いいたします。